

## パブリック・コメントの実施について

- 「清須市パブリック・コメント手続条例」に基づき、清須市行財政改革推進プラン（清須市第4次行政改革大綱）の中間まとめについて、市民意見募集（パブリック・コメント）を実施する。
- パブリック・コメントの結果を踏まえて、内容を精査の上、3月に開催予定の行政改革推進委員会（第4回）において、清須市行財政改革推進プラン（清須市第4次行政改革大綱）案の了承及び答申をいただき、3月末にプランを策定する。

**1 実施期間**

令和2年2月5日（水）から3月5日（木）まで（30日間）

**2 公表（閲覧）資料**

清須市行財政改革推進プラン（清須市第4次行政改革大綱）の中間まとめ

**3 閲覧場所**

市内主要公共施設13箇所

企画政策課（市役所北館3階）・にしび創造センター・にしびさわやかプラザ・西枇杷島老人福祉センター・カルチバ新川・新川ふれあい防災センター・新川福祉センター・アルコ清洲・清洲市民センター・清洲総合福祉センター・春日老人福祉センター・春日公民館・市立図書館

※閲覧時間は、各施設の開館時間に準ずる

※市ホームページにおいても公表するとともに、広報清須（2月号）でパブリック・コメントの実施を周知

**4 意見提出資格**

市内にお住まい、お勤め、在学の方及び事務所又は事業所を有する方

**5 意見提出方法**

氏名（法人名）及び住所を記入のうえ、下記のとおり提出

（市ホームページ及び各閲覧場所に設置してある提出用紙の利用可）

- ① 郵送 〒452-8569 清須市役所 企画政策課 宛て
- ② F A X 052-400-2963
- ③ Eメール kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp
- ④ 窓口 企画政策課（市役所北館3階）
- ⑤ 投函 各閲覧場所に設置された提出箱

**6 提出された意見の取扱い・対応**

整理・分類したうえで、市の考え方とともに一定期間公開  
（個人情報に関しては公開しない）